

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージ
IV-1（モロッコ、イラク、インドネシア、パラグ
アイ）（QCBS）

調達管理番号：22a00176

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2022 年 9 月 7 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年9月7日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージ IV-1（モロッコ、イラク、インドネシア、パラグアイ）（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年11月～2023年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Hagiwara.Yoko2@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部
評価部 事業評価第一課

- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年9月13日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年9月22日 12時
3	質問への回答 9月14日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年9月20日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2022年9月28日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、 本見積書及び別見積書、プロ ポーザル等の提出日	2022年10月4日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2022年10月19日 11時30分
10	評価結果の通知日	2022年10月26日
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

- (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
(2022年4月)」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

- (2) 利益相反の排除

本項目については別添「事後評価業務における排除者条項」を参照。

- (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に
規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認
することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし

- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%

当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

【事後評価業務における排除者条項】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません²。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の軽減・防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の補足的説明】

上記1. ①～④に該当する業務に従事していても、それが評価の中立性・独立性に影響を与えないと認められるときは、排除者条項の適用が除外される場合があります。該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の軽減・防止策などについて（従事した業務内

² 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて)、9月27日(火)12時までに、評価部事業評価第一課宛 (evte1@jica.go.jp) に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の軽減・防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

混乱を避けるため、利益相反の判断が困難な場合には、上記期限までに評価部事業評価第一課宛 (evte1@jica.go.jp) に照会下さい。ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号(*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係(*2)	利益相反の軽減・防止策(*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当(評価者)は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報のファイアーウォールを設ける。
②、③、④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援(ロジスティックサポート)を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断(セミナーの成果)とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/Vの一員(A社)がX事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X事業の事後評価は業務主任者・担当者ともにJVを構成するB社が担う。 <u>その際、A社とB社で情報共有を行わない。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の軽減・防止策は具体的に体制、情報の授受の方法等について計画し、JICA に提示願います。

以上

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙1「プロポーザルにて提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界 2022 年度案件別外部事後評価パッケージ IV-1（モロッコ、イラク、インドネシア、パラグアイ）（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了 3 年後、また、有償資金協力（円借款）事業については原則事業完成 2 年後までに実施している。また、客観性や透明性を確保するため 10 億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第3条 業務の目的と範囲

本業務は、2022 年度外部事後評価として、DAC 評価 6 基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	モロッコ	円借款	地方道路整備事業（II）
2	イラク	円借款	電力セクター復興事業
3	インドネシア	技術協力	KPPIP サポートファシリティ
4	インドネシア	円借款	ソロ川下流域河川改修事業（II）
5	パラグアイ	円借款	地方道路整備事業

※ノンスコア（主体的振り返りの詳細分析）を含む案件：No. 2（イラク）

第4条 業務の実施方針及び留意事項

(1) 調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）³及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2022年度版）⁴
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA 事業評価ガイドライン（第2版）⁵
- JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 2.0）⁶

(2) 安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。新型コロナウイルスの影響や治安上の理由により、現地への渡航が難しくなった場合は、状況に合わせて業務方針を見直すこととする。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり⁷。

1) モロッコ：地方道路整備事業（II）

- 対象案件では、モロッコ北部・中部・内陸部の5県（アルハウズ県、シェフシャウエン県、エッサウイラ県、サフィ県、セタット県）にて33路線（約530km）の地方道路（州道・県道・未分類道路）が舗装、拡幅及び新設舗装された。本事業においては、原則全サイトとの現状を把握した上で評価判断を行う。
- 業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（アルハウズ県、シェフシャウエン県、エッサウイラ県、サフィ県、セタット県）の現状を踏査して情報収集をするが、上記5県に33サイトが点在しているため、全てのサイトを踏査することは困難である。そのため、そのうち20サイトを踏査することとし、業務従事者は各県より2か所、合計10か所の踏査を行うことを想定している⁸。残りの10か所は現地調査補助員の踏査も可とする。その他の13サイトについては質問票の他に電話インタビューやオンライン等の手段を講じ情報収集のうえ評価分析を行うことを可とする。設備・運輸省道路局及び地方自治体については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。

³ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について提案すること。

⁴ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> よりダウンロード可

⁵ 同上

⁶ 同上

⁷ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修正されることとなります。

⁸ 20か所の踏査先については、プロポーザルで提案すること。

- 本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①年平均日交通量（台数/日）、②所要時間の短縮（時間/日）③自然災害による通行不能日数の低減（日/年）④内部収益率（EIRR）について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、それが周辺道路の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを確認する。
- 本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）に掲げる大規模な道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリ-Bに該当する。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。また、モニタリング計画については簡易環境管理計画（PGES）に基づき作成され、設備・運輸省地方支局（DRET/DPET）の管理のもと、工事中及び供用後に廃棄物処理や工事サイトの原状を回復したか等についてモニタリングが実施されることになっていた。これらについても確認する。
- 33路線の道路のうち、一部について未完工部分があり、スコープカットについては実施機関と同意できておらず、完了報告書は未完工部分を含んでいる。事業のスコープの一部であるため、未完工部分を踏まえて、評価を行う。
- 整備した道路については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、事業完成後の維持管理体制の確立について「他の援助機関と協調し、道路金融機関と設備・運輸省道路局による地方自治体の維持管理体制の確立への取り組みを支援するとともに、確立後の運営をフォローする」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- なお、本事業の最終受益者として、モロッコ北部・中部・内陸部の5県（アルハウズ県、シェフシャウエン県、エッサウイラ県、サフィ県、セタット県）の住民が想定されるが、広範囲の地域にまたがるインフラ事業である本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

2) イラク：電力セクター復興事業

- 対象案件は、クルド地域を除くイラク15県を対象に以下6つのコンポーネントに対する支援が実施された。本事業においては、原則全サイトの現状を把握した上で評価判断を行うが、業務従事者は安全対策上訪問できる地域に限られていることから、バグダッドおよびバスラでのサイトを中心に業務従事者および現地調査補助員が現状を踏査して情報収集をすることを想定している。具体的にはバグダッド県およびバスラ県で本事業が支援したサイトのうち、踏査は15箇所を想定し、そのうち、業務従事者は5箇所の踏査を行うことを

想定している。残り10箇所は現地補助員の踏査も可とする⁹。その他のサイト（本事業が支援したサイト（機材納品だけを含む）約80箇所のうち踏査しないサイト）については、現地調査補助員によるインタビュー調査、もしくは質問票およびメール・電話等での情報収集をする。

（対象コンポーネント）

- 1 既設 132kV 移動式変電設備の改修および新設
 - 2 変圧器および開閉器類調達
 - 3 132kV 変電所新設
 - 4 33/11kV 配電用変電所建設
 - 5 33/11kV 移動式変電設備調達
 - 6 400kV GIS 変電所建設
- 本事業の有効性・インパクトについては、①設備利用率、②計画外停電時間の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認すること。また、定性的効果として審査時に電力供給の安定性向上、市民生活の安定化促進、経済・産業の活性化、電力省の実施、運営・維持管理体制の強化が期待されていた。ただし、インパクトレベルの目標として「同国の経済・社会復興」が目指されていたことから、上記定性的指標を有効性もしくはインパクトのいずれかに整理の上で確認する。なお、有効性・インパクトは、審査時および実施中に実施機関とも合意した上記定量的・定性的効果指標の確認を基本とするが、実績値を入手できなかった場合は実施機関・関係機関が保有するデータを用い補完指標を設定して評価判断することも可能。
 - また本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）においてカテゴリ-Bに分類されているため、本事業が上記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、正負のインパクトに留意して分析する。
 - 実施機関である電力省へのヒアリングより、維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を含め現状を確認する。
 - 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、運用開始後の円滑な施設運営・維持管理について「運営・維持管理機関である電力省に対するトレーニングを事業内容に含めること等により、運営・維持管理体制確立には引き続き十分留意する」が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
 - なお、本事業の最終受益者として、クルド地域を除くイラク15県の住民が想定されるが、電力の安定供給に資するインフラ整備という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

⁹ 15箇所の踏査先については、プロポーザルで提案すること。その際には2022年8月時点での踏査可能の地域（2022年8月時点では、バグダッド市、エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県、バスラ県、ディカール県、ムサンナ県への日本人業務従事者の渡航が可能である）に留意すること。なお、実際の踏査サイトについては、現地調査補助員の踏査も含め、渡航段階の安全管理情報により、受注者と協議の上決定する。

3) インドネシア： KPPIP サポートファシリティ

- 原則、事業全体の現状を把握した上で評価判断する。
- 本プロジェクトは、インフラ案件の中でも特に国家の優先案件であるインフラ案件開発のための戦略・政策の策定やその実施管理・モニタリング・キャパシティビルディングの促進等を担うインフラ優先案件実施促進委員会（以下、KPPIPという）を主な支援対象として、KPPIPの能力強化支援、インフラ政策・制度支援等が行われた案件である。
- 現地調査にあたっては、業務従事者あるいは現地調査補助員がKPPIPおよび財務省を訪問し情報収集を行う。
- 本事業の有効性・インパクトについては、先行案件であるインドネシア「PPP ネットワーク機能強化プロジェクト」¹⁰との関係性を整理した上で、期間中に実施された活動実績を確認し、インフラ整備にかかる制度および政策の改善、Project Development Facility¹¹実施支援を通じたインフラ優先案件のバンカビリティの向上、インフラ優先案件の形成及び実施にかかる関係省庁間調整等の課題解決について、事業完了からの変化や関連事業との相乗効果を確認する。
- 上記の成果をもとに、それらがインフラ優先案件およびそのうちのPPP案件の資金手当てや着工、ならびに投資環境の変化につながっているかについて分析する。但し、事前評価時においてインフラ優先案件数やそのうちのPPP案件数の目標値は設定されておらず、かつ、これらの指標はプロジェクトの難易度や規模、その形態等に左右されるものであり、数値の増減による比較は必ずしも適切ではない。よって、各プロジェクトに対する応札者数の変化や関連する民間企業へのヒアリング結果、既存資料¹²のレビュー結果等を加味して判断すること。¹³
- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には「インフラ開発に係るインドネシアの制度構築は依然としてインドネシア政府内で協議継続中であり、今後の進捗状況を鑑みながら同政策に柔軟に合致させるよう、ローカルコンサルタント等を活用しながらインドネシア政府と密に連携をとる実施体制を構築する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- 本事業の最終受益者としてジャカルタ首都圏に居住する人々が想定されるが、インフラ案件にかかる投資環境改善という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者を指定して分析することはしない。

4) インドネシア： ソロ川下流域河川改修事業（II）

- 原則、事業全体の現状を把握した上で評価判断する。
- 業務従事者は現地調査補助員とともにジャブン調整池、ボジョネゴロ堰および洪水予警報システム（降雨観測所15カ所、水位観測所12カ所）の現状を踏査して確認する。

¹⁰ インドネシア「PPP ネットワーク機能強化プロジェクト」内部事後評価（2018年3月）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1001041_4_f.pdf

¹¹ 官民協調（Public Private Partnerships：以下、PPP）スキーム設計や政府財政支援及び政府保証の必要性の検証等を実施する PPP 案件としての 形成準備作業を指す。

¹² 2019 年度テーマ別評価「民間資金動員に関する評価手法の検討」ファイナル・レポート

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/ku57pq00001cdfnb-att/202103_01_ja.pdf

¹³ その他に適切な代替指標が考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

- 本事業の有効性については、事前評価表に記載の7指標について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認する。定性的効果として審査調書に記載のソロ川下流域の安定的な水供給を通じた「投資環境の改善」についてはインパクトと整理して確認する。
- インパクトについては、関係機関が保有する既存統計データを活用することに加え、その内容を補完するために追加的な調査としてソロ川下流域（ボジョネゴロ県およびグレシック県）の地域住民にインタビューを行う。詳細は第5条（5）定性調査 1）に記載のとおり。
- 本事業は、大規模な貯水池の新設を伴うため「円借款における環境配慮のためのJBICガイドライン」（1999年10月制定）上、A種に該当する。本事業が上記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、特に汚染対策や自然環境面に対するモニタリング・対策や用地取得のプロセスについて同国国内法及び用地取得計画に基づいて手続きが進められたかについて確認する。用地取得等において、当事者と係争に発展している場合は、複数のソースから情報収集し、中立的に評価判断すること。また、コンサルティングサービスにおいて、本事業対象外のコンポーネントの住民移転・用地取得計画の支援が含まれていたが、移転住民の最小化、実施可能な移転スケジュールおよび適切な社会配慮について、実際にどのように対応されたか確認し、正負のインパクトにまとめる。
- 新設されたジャブン調整池、ボジョネゴロ堰および洪水予警報システムについては、実施機関である公共事業省水資源総局および維持管理機関であるブランタス川流域水管理公社からのヒアリングをとおり、それぞれの維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を含め現状を確認する。
- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「用地取得計画の妥当性および事業実施中の進捗状況を確認しつつ適切な方策を検討する」点やハード面の対策に加えて「洪水予警報システム整備および実施機関職員等の実施能力強化等のソフト対策を一体的に実施する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたか、そのプロセスと実績を確認する。
- 本事業の最終受益者として、東ジャワ州の住民が想定されるが、生活基盤として不可欠である水資源開発という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者を指定して分析することはしない。

5) パラグアイ： 地方道路整備事業

- 本案件は、パラグアイ東部地域における地方道路整備について、事業実施地域を分けた米州開発銀行（IDB）およびOPEC国際開発基金（OFID）との協調融資である。JICAは東部地域のうち、ミシオネス、パラグアリ、グアイラの3県を対象とし、本事業では23の道路区間を整備（石畳舗装、砂利舗装）し、27のコンクリート橋梁を建設した（以下、JICAスコープを本事業という）。
- 原則、本円借款事業全体の現状を把握した上で評価判断するが、上記3県に50のサイトが点在しているため、すべてのサイトを踏査することは困難であ

る。そのため、道路区間と橋梁よりそれぞれ12と14カ所を選定し¹⁴、業務従事者あるいは現地調査補助員が踏査する。残りのサイトについては質問票を通じて情報収集する。

- 本事業の有効性については、事前評価表に記載のとおり、道路区間および橋梁の 1) 年平均日交通量(台/日) 2) 走行時間節減(分) 3) 走行費節減(グアラニー/年)について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認する。なお、定性的効果として審査調書に記載の同国「地域住民の生活環境改善」、「地域住民の所得水準向上」や「農畜産物輸送能力向上による経済活性化」についてはインパクトと整理して確認する。
- インパクトについては、関係機関が保有する既存統計データを活用することに加え、対象3県の対象道路区間および橋梁を選定する際に行われたベースライン調査報告書の内容をもとに、10の集落に居住する住民¹⁵にインタビューを行い、その結果も加味して多面的に評価判断すること。詳細は第5条(5)定性調査2)に記載のとおり。また、IDBおよびOFIDの終了時評価報告書¹⁶をレビューし、東部地域全体の道路ネットワーク構築にかかる相乗効果についても可能な範囲で分析し、評価判断に加味すること。
- 整備された道路および橋梁については、実施機関である公共事業通信省地方道路局からのヒアリングをとおり、それぞれの維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を含め現状を確認する。
- 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「降雨が工期に及ぼす影響を十分スケジュールに組み込むことや整備対象区間選定には十分留意すること」が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- 本事業の最終受益者として、同国の住民が想定されるが、社会経済の基盤として不可欠である道路整備という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者を指定して分析することはしない。

(3) ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹⁷を確保すること。

- 実施機関やJICA事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

¹⁴ 道路区間と橋梁それぞれ半数(6道路区間と7橋梁)は業務従事者による実査を想定しているが、現地調査補助員の能力やアクセス等を考慮し、業務従事者による踏査の割合を提案に含めること。但し、最終的な踏査先は実施機関との協議の上、決定する。実施機関が推薦する候補リストは契約後に提供。

¹⁵ インタビューの対象者は、ベースライン調査時のアンケート個票を、本事後評価実施時に、業務従事者が実施コンサルタントより入手し、同一の住民にインタビューを実施することを想定。容易にフォローができない場合は、有意サンプリングを行って対象者を代替する。

¹⁶ 契約締結後に配布予定。

¹⁷ 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルにて提案してください。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましいと考えます。

(4) 評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文・仏文・西文（仏文についてはモロッコ案件、西文についてはパラグアイ案件のみ。以下同様）で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針の確定（25営業日）
- 事前事後比較表の確定（25営業日）
- 評価報告書の最終確定（30営業日）
- 評価報告書（英文）の確定（25営業日）

(5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 2」に基づいた記述とすること。

第5条 調査の内容

(1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要（現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料（英文・仏文・西文））を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

(2) 評価方針の作成

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2022年度版）に基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る¹⁸。

(3) 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票（英文・仏文・西文）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始15営業日前までに提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

¹⁸ 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（現地調査）

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。

(5) 定性調査

(4) にて収集した情報に基づき評価判断を行うことを原則とするが、設定された指標の検証を行うために追加的な調査を行う。本調査を行う際は、それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等、その実施方針を方針案作成の段階で協議の上、発注者の承認を得る。住民選定は、男女比、年齢層が分散するように考慮する。

1) インドネシア「ソロ川下流域河川改修事業（II）」

- ・インパクトについて、既存データで確認できる内容と本事業との因果関係を、追加調査によって分析したうえで判断する。
- ・本調査では、ソロ川下流域の投資環境の改善、住民の生活環境改善を把握するため、ボジョネゴロ県およびグレシック県の浄水場、工業団地や農業関係者を含む地域住民 70 名に対し、キーインフォーマントインタビューを行う。また、インタビューを実施する際に GPS で調査場所の位置情報を取得し、収集した回答は可能な限り定量化してとりまとめ、電子化する。なお、本調査で収集したデータには氏名や生年月日など個人を特定する情報を含めず、CSV 形式で収集資料の一部として提出する。また、評価報告書にまとめる際には、それらのデータの特徴や傾向を地図やグラフで可視化する。それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等については、評価方針の段階で発注者の承認を得ること。

調査範囲：ボジョネゴロ県およびグレシック県の浄水場、工業団地や農業協同組合の関係者を含む地域住民、合計 70 名を有意サンプリング¹⁹

調査内容：洪水被害、水供給、投資環境や生活環境の変化、経済の発展にかかる認識

2) パラグアイ「地方道路整備事業」

- ・インパクトについて、既存データで確認できる内容と本事業との因果関係を、追加調査によって分析したうえで判断する。
- ・本調査では、本事業のベースライン調査報告書をレビューし、ベースライン調査の対象となった 10 の集落より、それぞれ 8 名程度の住民を選定²⁰し、キーインフ

¹⁹ 対象地域を把握できるよう対象施設や集団（浄水場、工業団地や農業協同組合等）の代表性に留意してサンプリングすること。

²⁰ インタビューの対象者は、ベースライン調査時のアンケート個票を、本事後評価実施時に、業務従事者が実施コンサルタントより入手し、同一の住民にインタビューを実施することを想定。容易にフォローができない場合は、有意サンプリングを行って対象者を代替する。

オーマントインタビューを行う。また、インタビューを実施する際に GPS で調査場所の位置情報を取得し、収集したデータは可能な限り定量化してとりまとめ、電子化する。なお、本調査で収集したデータには個人を特定する情報を含めず、CSV 形式で収集資料の一部として提出する。また、評価報告書にまとめる際には、それらのデータの特徴や傾向を地図やグラフで可視化する。それぞれの調査項目、調査対象者、調査対象地等については、評価方針の段階で発注者の承認を得ること。

調査範囲： ミシオネス、パラグアリ、グアイラの 3 県においてベースライン調査時に対象となった 10 の村落の住民、合計 80 名

調査内容： 交通量の変化、学校、医療施設や近隣市場等へのアクセスの変化、収入源や年収の変化、経済の活性化、その他生活環境の変化にかかる認識

(6) 詳細分析

- 1) イラク「電力セクター復興事業」・DAC 評価 6 基準とは異なる視点で、ノンスコア項目の「主体的振り返り」という視点・特徴を踏まえ評価を行う。なお、本項目に関して、6 基準に基づく評価判断に利用する場合は、評価部と確認の上で利用する。また、インタビューの議事録は収集資料として提出すること。
- ノンスコア項目の「JICA 等の事業関係者が事業目的を達成するために果たした役割、貢献」について分析する。またこれらの観点については、評価 6 基準とは異なる視点で分析を行い、詳細分析としてまとめる。
- ・特に、対象案件は、治安上の理由により、施工監理を担う本邦コンサルタントが現地に入れず、ヨルダンといった第三国や日本から遠隔で監理を行っていたが、2014 年にイラクとレバントのイスラム国による侵攻を受け、事業の一時中断、サイトや協力内容の変更を余儀なくされた案件である。遠隔での施工監理で、実施機関との関係構築も困難な状況の中、イラク事務所が中心となり、実施機関へのきめ細かなフォローをしつつ、実施機関側の理解を深めて事業完成まで継続して支援した。本分析においては、これらの点を踏まえて「主体的な振り返り」を行い、以下の点を確認する。
 - 1 プロジェクト実施中（起）の環境を、
 - 2 どのように克服しながら成果を上げていったか（承）、
 - 3 想定外の状況の変化にいかに対応したか（転）、
 - 4 結果として何がもたらされたか（結）
- ・事業開始時から終了時に至る間に発生した変遷に合わせて、どのような対応がとられたのか、事業に従事した関係者（日本国内および相手国関係者）へのインタビュー等を通じ、特に JICA または実施機関にとって今後の教訓足りうる内容を記述する。

(7) IRR 再計算²¹

対象案件のうち、以下の案件については IRR の再計算 (FIRR/EIRR) を行う。事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。別途提示する IRR 再

²¹ 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。また、算出根拠資料は収集資料の一部として提出すること。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	モロッコ	地方道路整備事業（II）	EIRR
2	インドネシア	ソロ川下流域河川改修事業（II）	EIRR

（８） 事前事後比較表（案）の作成

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

（９） 暫定評価と協議

収集された情報を分析し、評価 6 基準に基づく暫定的な評価を行う。併せて提言・教訓の方向性を検討する。左記暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。

（10） 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

（11） 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記（9）及び（10）を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA 事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

（12） 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、（11）及び（12）の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。

（13） 評価報告書（案）の作成

上記（12）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書（案）（和文）を取りまとめ、発注者の承諾を得る²²。和文の承諾後、評価報告書（案）（英文・仏文・西文）を最終化し、発注者の承諾を得る²³。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ最終化し、発注者の承諾を得る。

²² 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。

²³ 評価部の確認に 10 営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに 15 営業日が必要です。

(14) 教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（和文・英文）を作成する。

第6条 報告書及び提出物等

(1) 成果品

1) 評価報告書（和文・英文）

- ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む
- ・ 報告書の仕様は以下のとおりとする。最終報告書の記載方法等については、第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 配付資料／公開資料等を参照のこと。

提出様式：電子データ（PDF版・Word版：CD-ROM 3部）による提出。

提出期限：2023年12月28日（成果品提出期限は契約履行期間の末日とする）

(2) 提出物

1) 収集資料

① IRR再計算の根拠資料

② 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など（ノンスコア項目に係る詳細分析のインタビュー議事録（第5条（6）1）を参照））

③ 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真5枚程度（解析度300～350dpi）²⁴

2) 教訓シート（第5条（14）参照）

提出様式：1) は電子データ（CD-ROM 1部）

2) は電子データ（メールに添付、上記CD-ROMには含まない）

提出期限：上記（1）と同じ。

第7条 その他

(1) 関係者との連絡

JICAとの連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時にJICAから実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関やJICA事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

²⁴ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影にあたっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件が年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICAの原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

(2) 安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案の該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第4条(1) 調査・分析の実施基準、脚注3
2	業務従事者と現地補助員の踏査する20箇所について	第4条(2) 1) モロッコ：地方道路整備事業(II)、脚注8
3	業務従事者と現地補助員の踏査する15箇所について	第4条(2) 2) イラク：電力セクター復興事業、脚注9
4	事前評価表の指標のほか、適切な代替指標について	第4条(2) 3) インドネシア：KPIPサポートファシリティ、脚注13
5	各道路区間と橋梁よりそれぞれ12と14カ所を選定したうえで、業務従事者による踏査の割合について	第4条(2) 5) パラグアイ：地方道路整備事業、脚注14
6	現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第4条(3) ローカルリソースの活用、脚注17

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：事業評価に関する業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙2「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／プロジェクト評価1
- プロジェクト評価2
- プロジェクト評価3

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.7 人月

(うち、紛争影響地域(イラク)での現地業務は1.20人月を想定)

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／プロジェクト評価1）】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：モロッコ、イラク、インドネシア、パラグアイ及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：プロジェクト評価2】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：モロッコ、イラク、インドネシア、パラグアイ及びその他全途上国地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：プロジェクト評価3】

- ① 類似業務経験の分野：事業評価に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：なし
- ③ 語学能力：なし

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年11月～2023年12月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 13.55人月（現地：5.50人月、国内：8.05人月）（うち、紛争影響地域での現地業務は1.20人月を想定）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／プロジェクト評価1（2号）
- ② プロジェクト評価2（3号）
- ③ プロジェクト評価3（3号）
- ④ プロジェクト評価4

3) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料（全案件共通）

- 【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver.2
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver.2
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver.2

- 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 2
- 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス (2018年度改訂版)

2) 配付資料 (該当案件のみ)

- ・モロッコ「地方道路整備事業 (II)」審査調書、PCR
- ・イラク「電力セクター復興事業」審査調書、PCR
- ・インドネシア「ソロ川下流域河川改修事業 (I I)」審査調書
- ・パラグアイ「地方道路整備事業」審査調書、PCR

上述 2) については、JICA 評価部 (jicaev@jica.go.jp) へ連絡し入手してください。審査調書と PCR の受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

3) 公開資料

- ・事業事前評価表 (全スキーム)
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> (案件名で検索)
事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。
- ・JICA 図書館にて公表されている報告書等²⁵
<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>
(案件名またはキーワードで検索)

4) その他関連資料

- ・JICA 事業評価ガイドライン (第 2 版)
- ・JICA 事業評価ハンドブック (Ver. 2.0)
- ・別冊【2022】外部事後評価レファレンス
[事業評価ガイドラインおよびハンドブック | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA \(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html\)](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html)
(各リンク先よりダウンロード可能)
- ・事業評価年次報告書 2021
[事業評価年次報告書 2021 | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA \(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2021/index.html\)](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2021/index.html)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置 (* 語 ⇄ * 語)	無
3	執務スペース	無

²⁵ 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

【モロッコ】

1) 事前準備

- ラマダン中及びラマダン明けの渡航については、事前に JICA 事務所にご相談下さい。
- 渡航者は任国出発前に「短期滞在者の手引き」ならびに「安全対策マニュアル」（各国安全管理情報）を熟読し、「短期滞在者の手引き」中の連絡先を渡航中携帯すること。

2) 行動規制

- 「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」の安全三原則を励行することが基本的に重要ですが、日本人を含めたアジア系の人種は目立ちますので、「目立っている」ことを前提に犯罪を予防する行動を取ることが重要です。
- 一般犯罪に最も注意が必要です。JICA 関係者も、スリ、ひったくり、置引、空き巣、強盗、詐欺、旅券盗難等の犯罪被害を少なからず受けています。
- カメラをぶら下げる等、観光客だと一見して分かるような恰好や行動は可能な限り避けて下さい。日没後、特に 19 時以降は（人出が多い地区、通りを除き）徒歩で移動せず、タクシーを利用して下さい。
- 当地の道路交通マナーは極めて悪く車優先の社会です。車には気を付けて下さい。適宜ドライバーへ安全運転を行うよう注意を促して下さい。シートベルトのないグラン タクシーは原則として利用しないで下さい。
- アルコールを提供する欧米系のレストランの夜間遅い時間の利用は出来るだけ避けてください。飲酒しながら大声で会話する等の目立つ行為は避けてください。
- 各都市のメディナ（旧市街）では、夜間や早朝に出歩くことは極力避けてください。
- 不特定多数が集まる場所、欧米権益施設へのアクセスは極力少なくすること。デモや集会等には近づかないで下さい。政治・宗教上の批判的発言・議論は厳に慎んでください。
- 登山に関し、トゥブカル山などモロッコの高い山では、外国人登山客の死亡事故例がありますので、以下を遵守して下さい。①9 月～4 月の登山は禁止とする。②訪問 1 週間前までにモロッコ事務所に事前連絡・相談する。③信用できる現地ガイドを付け、同ガイド連絡先をモロッコ事務所担当者及び渡航者を管轄する事務所に事前に連絡する。④電話を携帯し、入山・下山時には、渡航者を管轄する事務所に対し、連絡を行う。⑤天候、体調が悪い場合は登らない。⑥頭痛や呼吸困難等の高山病の症状を感じたら、登山ガイドとも相談の上、迷わずチーム全体で下山する。⑦1 日で一気に登下山することはせず、十分に余裕を持ったスケジュールを組む。⑧登山靴と登山用の杖を極力装備する（山道には岩が多く、転倒・落下のリスクを回避することが必要です。登山道具は現地でもレンタル可能）。⑨トゥブカル山の登山では、身分証明書を所持し、危険物やアルコール等を持たない（2017 年に発生したトゥブカル山麓での外国人女性 2 名の殺害事

件を受け、現在では登山路に数か所のコントロールポイントが設置されている。同ポイントにて身分証明書、現地ガイド随行有無、危険物・アルコール所持をチェックされる。違反者はコントロールポイントを通過できないこととなる。⑩日差しが非常に強いため、日射病や日焼け防止対策を十分に行う。

- 冬期のアトラス山脈を越える移動は出来るだけ避けるようにしてください。
- 海水浴に関し、監視員のいる海水浴場のみ利用してください。それ以外は、波が荒く、溺れるリスクや盗難等の犯罪にあるリスクがあります。また、夜間及び早朝の海岸付近は暗く、散歩等している方が狙われるケースが多発しているため、海岸付近に近づかないで下さい。
- 3) 通信手段
 - 携帯電話を常に通話可能状態として下さい。電池の残量に注意してください。
- 4) 移動手段
 - 長距離移動で公共交通機関を利用する場合は、CTM 及び SUPRATOUR (バス)、ONCF (鉄道) を利用下さい。これらの移動手段が無い場合には、グランタクシーの利用を可とします(但し、シートベルトのある車両を利用し、100km を越えない移動に限る)。また、電車、バス、タクシー等の利用による夜間(夏季 4 月 1 日から 9 月 30 日は 21:00~6:00、冬季 10 月 1 日から 3 月 31 日は 20:00~7:00)の都市間の移動はしないで下さい。なお、民営バス及びローカルのミニバスは利用しないで下さい。
- 5) 空港利用
 - 出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限として下さい。
- 6) その他
 - 肌の露出の多い服装を控え目立たないようにして下さい。
- 7) 爆弾テロ対策・留意事項
 - 中東地域の不安定化の影響から、モロッコでも爆弾テロが発生する可能性は低くありません。以下の事項に改めてご留意下さい。
 - 米国、英国、西国、イスラエル等の権益を象徴する施設(大使館、領事館、文化センター、キリスト教会、ユダヤ教会(シナゴグ)等)や国際機関の施設には可能な限り近づかない。
 - 欧米文化を象徴する施設、欧米人が多く集まる場所の利用は控える(ディスコ、カジノ、バー、高級ホテル・レストラン等。特に夜間)。
 - 大規模な娯楽施設、不特定多数の人が集まる施設や場所の利用は可能な限り避ける(劇場、映画館、大規模ショッピングセンター、大規模イベント等。特に夜間)。
 - やむなく上記の施設や場所を利用しなければならない場合は、その場での滞在時間を短くするよう留意。
 - 集会、デモ等、群集には近づかない。
 - 身近で大きな事件・事故・テロ等が発生ないし見聞きした場合は、速やかにその場を離れるなど身の安全を確保し、JICA 事務所へ自身の安否を自発的に連絡する。
 - 普段からテレビ、ラジオ、新聞、インターネット、口コミ等を通じ治安情勢を入手するよう努める。
 - 常時、緊急連絡網を携帯し、連絡がとれる手段を確保する。
 - 宿泊を伴う移動については、業務目的・私用にかかわらず、必ず事前に日程・連絡先を担当事務所員・調整員に連絡しておく。

- 政治・宗教に絡む批判的な議論は慎む。
- ベッドは窓から離れたところにセットする。就寝時には必ずカーテンを張る（ガラスの飛散防止のため）。懐中電灯・（携帯）電話を枕元に置く。手袋を備え付けておくとよい。
- 空港のロビーに滞在する時間は最小限とし、航空機出発のため空港を利用するときは、到着後速やかにチェックインを済ませて搭乗者ロビーに移動する。

【イラク】

- 滞在時の原則や注意事項は、イラク安全対策マニュアルを改めて確認すること
- 「新型コロナウイルス（COVID-19）流行下における在外での健康管理・安全管理について（在外で生活する方へ Ver. 4）」および「新型コロナウイルス流行下における海外渡航・行動規範」を確認し、遵守すること。訪問先については、真に必要性・緊急性が認められる箇所のみとし、訪問先の調整にあたってはイラク事務所と十分に協議・相談すること。
- 民間警備会社より、渡航先・移動経路の安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。
- 連絡手段の確保（携帯・衛星携帯の常時携行）を行う。
- 防弾車両で移動を行う。
- 宿泊先は、IZ およびバグダッド国際空港（BIAP）の敷地内で、安全対策マニュアルで指定する施設を利用する。
- IZ 外での日没後夜間の移動・外出は原則禁止。
- IZ 内の米国大使館至近エリアには、原則近付かない。
- 宿舎周辺（IZ 内および至近）でのロケット弾着弾事案発生時には、安全確認が取れるまではオーバーヘッドプロテクション（OHP）のある建物において屋内待機とする。

【パラグアイ】

1) 行動規制

- 安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない」を徹底する。
- 事件、事故、災害等に遭った場合は、直ちに JICA 事務所に連絡する。・身分証明書、パスポートの写しを常に携帯する。
- 深夜 23 時以降における徒歩での移動は禁止。
- 夜間 21 時以降の都市間移動は禁止。
- 日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- 肌の露出の多い服装を控え、目立たないようにする。
- アスンシオン市内において次の区域は立ち入り禁止とする。（バニヤード・カラカラ、リカルド・ブルガダ、イタプタ・プンタ、タクンブ、ムンド・アパルテ、バスターミナル周辺 [バスターミナルそのものは立ち入り可]）※安全対策マニュアル（第5章付属 資料（2）アスンシオン市内の危険地域・注意地域）参照

2) 移動手段

- 車両、タクシー、公共バスなどを基本とし、バイクタクシー等は禁止）。夜間の外出はタクシーによる移動を基本とする。

3) 通信手段

- 携帯電話を常に通話可能な状態とする。

4) 安全な宿舎の手配

- 一般渡航が在外事務所長承認の地域においては、比較的安全な地域にある三ツ星クラス以上のホテルに滞在する。

【インドネシア】

1) 行動規制

- 「JICA 安全対策マニュアル（JICA インドネシア事務所作成）」を遵守する。
- 安全対策の 3 原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- イスラム教の習慣に配慮し、露出の多い服装、飲酒、宗教的な発言は慎む。
- 渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。・空港出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。
- 事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに JICA 事務所の担当者に連絡する。
- パスポートもしくはパスポートの写しを常に携帯する。
- ひったくりが多いため、徒歩移動は最小限とする。・夜間における不要・不急の外出は避ける。
- 自動二輪車の運転及び乗車を絶対に行わない。
- Lion Air 等の LCC の利用は避ける。
- 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（公的機関、軍・警察等の治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）にやむを得ず訪問する場合は、滞在時間を最小限とする。
- デモ行進や政治集会等には近づかない。
- 欧米資本・欧米ブランドのホテルの利用を極力避ける。
- 事務所から宿泊先、渡航日程等変更の指示がある場合には、これに従う。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 4）イラク国内での衛星携帯電話の利用に係る費用（定額計上）
- 5）イラク国内の車両借上げ（定額計上）

（3）定額計上について

下表の区分で定額とある経費については、当該経費の金額をそのまま見積書に含めて計上してください。ただし、区分が「定額かつ別見積」とある経費については、見積書には含めず、上記（2）の場合において別に作成する見積書（別見積書）として作成してください。

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額 (消費税抜き)	区分	費用項目		
1	イラク国内での衛星携帯電話の利用に係る費用	第3章プロポーザル作成に係る留意事項2. 業務実施上の条件(4) 安全管理	63,000円	定額かつ別見積り	直接経費	2 一般業務費	雑費
2	イラク国内の車両借上げ（業務従事者及び現地調査補助員がイラク国内で使用する車両）	同上	31,900,000円	定額かつ別見積り	直接経費	3 一般業務費	車両関連費

(4) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【モロッコ】

東京⇒ドーハ⇒ラバト（カタール航空）
東京⇒アブダビ⇒ラバト（エティハド航空）
東京⇒パリ⇒ラバト（エールフランス航空）
東京⇒ドバイ⇒カサブランカ（エミレーツ航空）
東京⇒ドーハ⇒カサブランカ（カタール航空）
東京⇒アブダビ⇒カサブランカ（エティハド航空）

【イラク】

東京⇒ドーハ⇒バグダッド（カタール航空）
東京⇒ドバイ⇒バグダッド（エミレーツ航空）
東京⇒イスタンブール⇒バグダッド（ターキッシュエアラインズ）

【インドネシア】

東京⇒ジャカルタ（日本航空）
東京⇒ジャカルタ（全日本空輸）
東京⇒ジャカルタ（ガルーダ・インドネシア航空）
東京⇒シンガポール⇒ジャカルタ（シンガポール航空）

【パラグアイ】

東京⇒アトランタ⇒サンパウロ⇒アスンシオン（デルタ航空）
東京⇒ダラス⇒サンパウロ⇒アスンシオン（アメリカン航空）
東京⇒ヒューストン⇒サンパウロ⇒アスンシオン（ユナイテッド航空、ラタム航空）
東京⇒ドバイ⇒サンパウロ⇒アスンシオン（エミレーツ航空、ラタム航空）
東京⇒ドーハ⇒サンパウロ⇒アスンシオン（カタール航空、ラタム航空）
東京⇒シドニー⇒サンティアゴ⇒アスンシオン（カンタス航空、ラタム航空）

また、全渡航回数8回（イラク2回、モロッコ2回、インドネシア2回、パラグアイ2回）を想定していますが、各業務従事者の渡航回数は競争参加者が提案してください。

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

(ア) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

- (1) イラクにおける業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。
- (2) イラク国内における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／プロジェクト評価 1	(20)	(-)
ア) 類似業務の経験	8	-
イ) 対象国・地域での業務経験	2	-
ウ) 語学力	2	-
エ) 業務主任者等としての経験	6	-
オ) その他学位、資格等	2	-
② 副業務主任者の経験・能力：	(-)	(-)
ア) 類似業務の経験	-	-
イ) 対象国・地域での業務経験	-	-
ウ) 語学力	-	-
エ) 業務主任者等としての経験	-	-
オ) その他学位、資格等	-	-
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	-
(2) 業務従事者の経験・能力： プロジェクト評価 2	(14)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	4	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力： プロジェクト評価 3	(6)	
ア) 類似業務の経験	3	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	3	